仕　様　書

１　総則

⑴　本業務は、京都市契約事務規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に履行すること。

⑵　受託者と京都市(以下「本市」という。)は、関係法令に基づく委託契約書を締結する。

⑶　本業務の受託者は、労働基準法及び労働安全衛生法を遵守のうえ履行すること。

２　委託内容

産業廃棄物等収集運搬及び処分

⑴　受託者の条件

受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分業の許可の中に、予定数量に示す産業廃棄物を対象とした許可を持つ者であること。

⑵　収集場所

京都市行財政局資産イノベーション推進室（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488　京都市役所本庁舎 4 階）

⑶　収集日時

契約の日から令和 8 年 12 月 15 日までの間で、事前に本市と調整により決定する。

⑷　予定数量

カラープリンター　1 台（外形寸法：449 x 552 x 360 ㎜、重量：約 40 ㎏）

⑸　マニフェストの運用

ア　本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。

イ　紙マニフェストを交付する場合、甲及び乙は、廃棄物処理法第１２条の３の規定に従い、紙マニフェストの回付、送付、保存を行う。

⑹　報告・提出書類

受託者は、本業務の履行確認後に、請求書及び完了届を本市に提出すること。

３　損害賠償責任

本業務の履行に伴う損害、事故及び負傷等に関して、本市は一切の責任を負わない。

４　再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

５　権利・義務の譲渡の禁止

受託者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

６　経費負担

本業務の履行に伴う費用は、すべて受託者の負担とする。

７　守秘義務

受託者は、本業務の履行に伴い知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

８　その他特記事項

⑴　受託者は、本委託契約書を交わす際、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処理業許可証の写しを添付すること。

⑵　契約解除を行う場合は、本市・受託者いずれの責に帰するものであっても、受託者は契約解除段階で搬出を行っていた産業廃棄物の収集・運搬及び処分については、その責において履行するものとする。

⑶　その他、契約書及び仕様書に記載のない事項については、本市・受託者の間で別途協議して決定する。